

# GAP推進委員会設置要領

## (趣 旨)

第1条 県産農産物の高品質化や販路拡大による儲かる農業の展開にむけ、農産物の安全性の向上や生産過程での環境負荷の低減、また、農作業の安全性の確保を促進する農業生産工程管理（以下、「GAP」という）の普及定着が急務である。

このため、GAPの有識者をはじめ、流通及び消費者団体、JAグループ等農業者団体等と県関係機関が緊密な連絡調整を図り、農林水産省が制定したガイドラインに完全準拠した「やまなしGAP」の産地導入と併せ、「国際水準GAP」の取り組みについて効果的に推進するために本委員会を設置する。

## (構成員及び任期)

第2条 当委員会は、別表の職の者をもって構成する。また、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

2 構成員の任期は、委嘱をした年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

## (会 議)

第3条 当委員会は農業技術課長が招集し、委員会の会務を総理する。

2 委員長は互選により選出し、委員長は会議の座長を務め、進行を行う。

## (所掌業務)

第4条 当委員会は、次の事項について連絡調整を行う。

- (1) GAPの導入・普及に向けた取組体制の整備について
- (2) GAP認証制度実施要綱及び要領について
- (3) GAPの産地導入・普及状況の確認、検証について
- (4) その他GAPの導入・普及に必要な事項について

## (連 携)

第5条 当委員会は、任務を効率的に進めるため、次の会議体と連携を図る。

- (1) JAグループ農薬適正使用推進会議
- (2) 農薬適正使用指導強化対策会議
- (3) 山梨県環境保全型農業推進協議会
- (4) 山梨県農作業安全推進会議

## (事務局)

第6条 当委員会の事務局は農業技術課に置く。

## 附則

- 1 この要領に定めるほか、必要事項はその都度定める。
- 2 この要領は、平成29年5月31日から施行する。

## 附則

- 1 この要領に定めるほか、必要事項はその都度定める。
- 2 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領に定めるほか、必要事項はその都度定める。
- 2 この要領は、平成30年7月19日から施行する。

附則

- 1 この要領に定めるほか、必要事項はその都度定める。
- 2 この要領は、令和元年6月11日から施行する。

附則

- 1 この要領に定めるほか、必要事項はその都度定める。
- 2 この要領は、令和元年6月21日から施行する。

附則

- 1 この要領に定めるほか、必要事項はその都度定める。
- 2 この要領は、令和元年7月4日から施行する。